

【児童手当】令和8年3月に短大や専門学校等を卒業する予定の(または卒業した)お子さまの状況確認について

この通知は、令和8年2月27日時点で高槻市に登録のある児童手当受給者様のうち、

- ・養育するお子さま(平成16(2004)年4月2日以降生)が3人以上いる方
- ・令和8年3月に短期大学(以下「短大」といいます。)や専門学校等を卒業する予定の(または卒業した)お子さま(平成16(2004)年4月2日～平成19(2007)年4月1日生)を養育されている方

のどちらにも該当される方にお送りしています。

令和8年4月分以降の児童手当の支給額を決定するために必要がありますので、大学生相当年齢(18歳～22歳の年度末)のお子さまの卒業時期を「令和8年3月」と記載された方に対して、令和8年4月以降の監護状況等の確認のお手続きについて、ご案内いたします。

【お知らせ】

この手紙を受け取られた方は、令和8年4月以降監護相当等でない場合も、**必ずお手続きが必要です。**

【お手続き方法について】

<電子申請の場合>

次の二次元コードやURLから電子申請フォームへアクセスしてください。

<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/waiwai/169975.html>

※マイナンバーカード不要



<郵送による申請の場合>

同封の申請書に必要事項を記載の上、本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード(表面)のコピー)を同封して、子ども政策課までご郵送ください。恐れ入りますが、郵送料等は申請者様のご負担となります。

送付先:〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 子ども政策課 児童手当担当

【お手続きの期限】 令和8年4月15日必着

この期限を過ぎた場合、3人目以降の加算が適用されない期間が発生します。

裏面に令和8年4月分以降の児童手当の額について案内しています。

【令和8年4月分以降の児童手当について】

大学生相当年齢（18歳～22歳の年度末）のお子さまについては、児童手当の支給はありませんが、学生である場合や受給者が日常生活の世話や生活費、学費等の支出等をする場合（「監護相当・生計費の負担」といいます。）は、児童手当の人数のカウントの対象とすることができます。

令和8年3月に短大や専門学校等を卒業する予定の（または卒業した）お子さまについて、この条件を満たしている場合は、お手続きをいただくことで、引き続き児童手当の人数のカウントの対象となります。

支給額		「監護相当等である場合」				「監護相当等でない場合」	
		令和8年3月分		令和8年4月分		令和8年4月分	
年齢区分	支給月	カウント	支給額	カウント	支給額	カウント	支給額
令和8年3月に短大や専門学校等を卒業する予定の（または卒業した）お子さま		1人目	0円	1人目	0円	—	0円
16歳		2人目	10,000円	2人目	10,000円	1人目	10,000円
5歳		3人目	30,000円	3人目	30,000円	2人目	10,000円

【注意事項】

令和8年4月分以降の児童手当の支給額に変更が生じる場合は、支給額の変更について通知しますが、お手続きをいただいた結果、児童手当の支給額に変更がない場合は、通知はお送りしません。

Q&A

Q1 「監護相当・生計費の負担」とはなんですか。

- A1 ・「監護相当」……令和8年3月に短大や専門学校等を卒業する予定の（または卒業した）お子さまに対して、4月1日以降も日常生活の世話や必要な保護をしていることです。
 ※同居か別居かどうかは問いません。
- ・「生計費の負担」…令和8年3月に短大や専門学校等を卒業する予定の（または卒業した）お子さまの日常生活に必要な生活費（学費、食費、家賃、光熱費等）を負担していることです。
 ※金銭に限らず、食料品・生活必需品などの仕送りも生活費の負担となります。

Q2 「生計費の負担」とはどの程度をいいますか。

- A2 国の定めでは、令和8年3月に短大や専門学校等を卒業する予定の（または卒業した）お子さまが「受給者の収入によって日常生活の一部または全部を営んでいて、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない場合」とされています。
- すなわち、お子さまが自らの収入で自立して生活している場合はカウントの対象となりませんが、自らの収入に加えて受給者の仕送りや家賃の補助などによって生活している場合は、3人目以降の加算（月額3万円）のカウントの対象となります。